

高崎宗司著

檢証 日韓会談



岩波新書

VII | 経済協力方式の登場 第五次会談（1960—61年）



韓国外務部で会談する日韓外相ら（1960年9月6日。向こう側左端が鄭外務部長官、右端が小坂外相。AP提供）

許政政権の対日政策

六〇年四月一九日の四月革命によつて、李承晩大統領は下野を余儀なくされ、大統領権限代行には、第四次日韓会談首席代表で外務部長官でもあつた許政が就任した。その対日政策は、古い側面もあつたが、基本的には新しいものであつた。

許長官は二七日に開かれた記者会見で、「韓日関係の早急な正常化を望む」と述べた。そして五月一日には、李ラインに代わる新しい協定を締結する用意があると述べた。続いて二日には、日本人記者の入国を許可し、抑留日本人漁夫を帰すと発表した。こうして一七日、日本人記者団一四人がソウルに入り、抑留日本人漁夫三〇人が帰還した。しかしその一方で、許長官は「北送」中止を要求し、李ラインを維持するとも語った。五月七日には、「北送」を中止すれば日韓会談を再開すると表明したが、一日には、「北送」の中止は会談再開の絶対条件ではないと修正した。

六月二四日には、日本が韓国米三万トンを買い付け、韓国は日本から同額の物資を輸入する協定が両国間で調印された。続いて二九日には、韓国が八三種の日本品の輸入解禁を発表した。それは、韓国側が日韓の経済関係を改善しようとする兆候と受け取られた。民主党の張勉代表

VII 経済協力方式(第五次会談)

最高委員(八月二三日、国務総理に就任)と尹潽善最高委員(八月二三日、大統領に就任)が八月一日に対日政策について述べた意見も、日本との経済協力を優先する時代に入りつつあることを示すものであった。「対日国交正常化」などを公約に掲げて総選挙に圧勝したばかりの二人は、記者の「小坂外相は対韓経済協力を強調しているとの報道があるが、どう考えているか」という質問に対し、それぞれ、「お願いしたいのは正常な貿易関係をのばすということだ」「政府間の正式交渉をする前に、日本の民間実業家が経済使節として来韓し、意見を交換することが望ましい」と述べた(朝、二日)。

尹大統領は八月一三日の外人記者団との会見で、李大統領時代の「孤立外交」はやめると語り、一六日には日本商社員に初めて入国を許可した。二三日に張勉内閣が成立して、外務部長官には鄭一亨が就任した。鄭長官は早くもその翌日、日韓会談をソウルで開くことを正式に提案した。また、「解決の大筋について一致できる線を見出すため、まず首相または外相同士の会談を開いた方がよいと思う」と述べた(朝、二五日)。

韓国側が会談に積極的になつた背景について、第五次日韓会談首席代表となつた俞鎮午は、「日本は我々の最も近い自由国家の一つとして、我々が共産勢力に対抗し闘争するに際して力を合わせなければならない立場にあるだけでなく、我が国の経済建設のためにも、日本から受

け取るべきものは早く受け取り、日本の資本や技術を導入する必要があると感じていたためであつた」と述べている(六三年、一五二頁)。また成混鏞は、アメリカが「対日強硬論者である李大統領が引くや急いで韓日関係を調整しようとした」ためであると分析している(一四九頁)。

池田内閣の成立と経済協力方式の登場

六〇年七月一九日、安保条約を締結して退陣に追い込まれた岸信介内閣に代わって池田勇人内閣が成立した。池田は経済を重視し所得倍増政策を掲げていた。韓国に対しても、政治の安定は経済の安定によつてもたらされるという認識であった。それは、アイゼンハワー政権の「自由主義的資本主義体制の維持・確立が冷戦を勝ち抜くための最大の武器であると同時に、その目的でもあるという信念」(李鍾元、九四年五・六月、五九頁)と同種のものであった。日本にも韓国との経済協力を優先する内閣が成立したのであつた。

外相には小坂善太郎が任命された。小坂は日韓会談に積極的だった。七月一九日の総選挙後に日韓会談再開の交渉を開始すると明言し、八月一三日には、早ければ月末にも閣僚級の人物を首席とする親善使節団を韓国に派遣したいと述べた。張勉総理が「早すぎる」と語るほどの

熱の入れようであった。自民党内の消極派の反対を押し切った小坂の固い意志と韓国側の歓迎の意思表示に、消極的だった池田も小坂を訪韓させることに決めた(小坂、一四四一四五頁)。

小坂外相は予定どおり九月六日に訪韓した。戦後初の公式親善訪問であった。そして、ソウル到着声明で「不幸、両国の関係がこのような本然の姿から離れておりましたことは、私どもが最も遺憾に存じて いるところであります」と「遺憾」の意を表明した。また、記者会見では経済協力に言及し、「経済発展こそ共産主義に対する最良の対策である」と語った(朝、七日)。これに対し、同日に開かれた張総理との会談で、張は「日本はこわい兄貴だが、その兄さんの方からわざわざ来てくれたことはたとえようもない感激である。(中略)せめてもの感謝のしるとして、李承晩ラインを越えたということを捕まえた漁船と漁民を全部、今、直ちに釈放します」と応えている(小坂、一四六頁)。また、翌日の記者会見では、経済協力の申し入れについても受諾の用意があると述べた。一方、外相会談では、一〇月下旬に第五次日韓会談の予備会談を開催することに合意した。

九月一六日には経済使節団が訪韓し、一〇月五日には抑留漁夫四〇人が帰還して、日韓会談再開の雰囲気が作られた。日韓予備会談の開会に先立つて、一〇月一四日に連絡会議が開かれ、当面、基本関係については討議をしないことが決定された。同じころ、「李ライン問題で韓国

側が譲歩すれば、財産請求権も長期借款の形で解決することを日本側が非公式に提議」した（朝、一五日）。

すでに外務省は同年夏頃に、「財産請求権問題は一種の棚上げにする方が適当である。その一方で日韓会談妥結のために韓国に何らかの経済協力をする必要がある。我が國にとつても、過去の償いということではなしに韓国の将来の経済に寄与するという趣旨ならば、かかる経済援助を行なう意義ありと認められる」とする方針を固めていた（外務省内部の極秘文書「対韓経済技術協力に関する予算措置について」より。新延、四一頁）。しかもその経済協力は、金ではなくて日本の品物、機械、役務などによつて行うというものであった。「それによつて相手国に工場ができるとか日本の機械が行くことになれば、修繕のために日本から部品が輸出される。工場を拡張するときには、同じ種類の機械がさらに日本から輸出される。従つて経済協力という形は決して日本の損にならない」と考えられたからである（この方式の発案者である中川融・元条約局長の証言。同上）。

一二月二七日、日本財界の巨頭である足立正日本商工会議所会頭と植村甲午郎経済団体連合会副会長そして在日韓国経済人の代表格である李康友三亞薬品鉱業会長と徐甲虎坂本紡績会長が発起人となつて、「両民族の親善と提携を具現する目的で」日韓経済協会設立総会を開催し

た。一足早い日韓經濟協力關係の樹立であつた。

予備会談の開会

六〇年一〇月二十五日、予備会談が東京で始まつた。首席代表は、日本側が第四次会談の首席代表・沢田廉三、韓国側は俞鎮午・高麗大学総長であつた。第一回本会議は、互いに代表団を紹介し挨拶しただけで終わつた。一一月二日に開かれた本会議では、基本関係、韓国請求権、漁業及び「平和ライン」、在日韓国人(このころから在日韓国人という言葉も使われるようになつた)の法的地位、以上四つの委員会を構成し、韓国請求権委員会の下に一般請求権、船舶、文化財の小委員会を置くことに決定した。

しかし、基本関係委員会は開かれなかつた。

一般請求権小委員会は一一月一〇日から年末までに二回開かれた。韓国側から改めて次のような八項目要求が提出された。

- 「1. 朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する。
2. 一九四五年八月九日現在、日本政府の対朝鮮総督府債務の返済を請求する。
3. 一九四五年八月九日以後、韓国から移された、あるいは送金された金員の返還を請求

する。

4. 一九四五年八月九日現在、韓国に本社(店)、あるいは主事務所がある法人の在日財産の返還を請求する。

5. 韓国法人あるいは韓国自然人の日本國あるいは日本国民に対する日本國債、公債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金、補償金、およびその他の請求権の返済を請求する。

6. 韓国法人あるいは韓国自然人の所有の日本法人の株式あるいはその他の証券を法的に認めることを請求する。

7. 前記の諸財産あるいは請求権から生じた果実の返還を請求する。

8. 前記の返還および決裁は協定成立後即時開始し、遅くとも六か月以内に終了すること」(k、六一七頁)。

その後、それについての簡単な説明と質疑応答が行われた(k、二四頁)。また、その過程で、「日本側は韓国が提示する八項目を審議途中で何度も、高いレベルで政治的に折衝するほうがよくはないか、と要請してきた」(鄭一亨、三一三頁)。日本側は政治的決着をめざしていくのである。

文化財小委員会は一一月一一日に開かれた。韓国側は改めて返還要求を提出し、日本側は一

四日の非公式会議で次のような三原則を提示した。

「1. 国有文化財は原則的に返す。返すというのは、返還の意味ではなく、寄付するという意味である。国際的な先例を調査してみたが、文化財を返還したのは、インドネシアに対しオランダが行つたもの以外にはなく、インド、インドネシア、パキスタン、ベトナムなどに電報で問い合わせてみたところ、引き渡した例は若干あつたが、返還した例はない。引き渡しもしない国家が大部分である。原則的に返すものは、国立大学〔博物館か〕がもつているもので約三〇〇点になる。国立大学は政府のことをよく聞かないから、「国立大学所蔵のものを」返すのはきわめて難しい。

2. 私有文化財は引き渡せない。

3. 文化財を引き渡すのは、どこまでも政治的・文化的考慮に基づくもので、法律的義務に基づくものではない」(k、四四八—四九頁)。

このとき韓国側は「返還するのが正しい」と反論している。

船舶小委員会は一月一一日以来、四回開かれ、漁業及び「平和ライン」委員会も一月九日以来二回開かれたが、いずれもこれといった進展はなかった。在日韓国人の法的地位委員会も一月七日以来六回開かれ、韓国側は、子々孫々に永住権を与えること、在日韓国人に強制

退去を適用しないことを要求したが、日本側はそれを拒否した。

個人補償をめぐって

六一年の日韓会談は一月二六日の両首席による非公式会談から始まった。基本関係委員会は六一年に入つても引き続き開かれなかつた。

一般請求権小委員会は二月三日から再開され、韓国側の八項目要求のそれぞれに対する質疑応答が行われた。四月二八日と五月一〇日には第五項、すなわち「韓国法人あるいは韓国自然人の日本國あるいは日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金、補償金、およびその他の請求権の返済」という個人補償が問題とされた。このとき、韓国側は、生存者・負傷者・死亡者を問わず、軍人・軍属を含む徵用されたすべての人に対する補償を要求した(註、一九一頁)。それに対して日本側は、「今後、国交が回復・正常化されたならば、日本的一般法律によつて個別的に解決する方法もある」「韓国人の被害者に対しても可能な限り措置しようと思う」「個人ベースで支払うほうがよい」と、当時の国際法理論の水準を上回る意見を繰り返し述べた。しかし、韓国側は「われわれは国が代わつて解決しようと考へており、また、ここに提示された請求は、国交回復に先立つて解決されなければならぬ」「被害者に

対する補償は韓国内で措置すべき性質の問題だと考える」「国内問題として解決する考え方である」「その支払いは韓国政府の手で行う」と、「国際法の伝統的な考え方」(川田ほか、七頁)を繰り返し主張した(k、一九二、二二三、二二六一二七頁)。

韓国人被害者に対して直接に個人補償をしようとした日本側に対して、韓国側が、日本政府から補償金をまとめて受け取り、それを韓国人被害者に渡すという方法を主張していたわけである。その後まもなく、韓国側のこの考え方に対する日本側も合意したようである(いつのことかは現在のところ不明)。日本政府が韓国人に個人補償をしないで、韓国政府が日本から受け取った請求権資金から韓国人に個人補償をした(本書、一九九頁)のには、そうした経緯があったのである。

また、日本側が「韓国側で〔被害者について〕具体的調査をする用意はあるか」と質問すると、韓国側は「もちろんそうすることも考えられる」と答えた。これに対して、日本側は、被害者の「人数・金額・被害程度は具体的にしなければいけないとと思うし、(中略)個人の権利としても、具体的な申告を受けてから支払うのが妥当ではないか」と釘を刺している(k、二二三、二二七頁)。

日本側はこれほどまでに個人補償問題に踏み込んだのであるが、その真意はどこにあったの

だろうか。日本政府が心から韓国人被害者に対して日本人と同じように補償しようとを考えていたとはとうてい思えない。被害者の「人数・金額・被害程度」を「具体的」に明らかにすることが資料的に不可能なことを韓国側に認めさせ、個人の補償要求を放棄させて、つかみ金で解決しようとするところにその眞の目的があつたと思われる。そして、日本側はそれに成功した。韓国側代表の一人であつた文哲淳は、次のように語つてゐる。

「どんな方法で何を基準に一人いくらと金額を出すのか、技術的にも不可能なことです。結局、一つ一つ技術的に積み上げて計算するのではなく、政治的に妥協するしかないと考えていました。つまり、政治的な決断によつて日本が韓国政府に相当な金額を払う方法で妥結した方がいいというのが、韓国側がとつた立場です」(新延、四一頁)。

その他の委員会

船舶小委員会では韓国の追加要求リストと日本側の資料を照合する作業を行つた。

また、文化財小委員会では、小委員会とは別個に非公式の専門家会議を開くことに合意した。それまで、日本側委員には文化財問題の専門家がいなかつたので専門的な議論ができなかつた、という韓国側の不満を解決しようとしたものであつた。専門家会議は六一年三月七日に開かれ、

韓国側からは美術史家の黃寿永、日本側からは文化財保護委員会美術工芸課長の松下隆章、同委員会文化財調査官の斎藤忠が出席した。黃は、返還を要求する根拠としての不法搬出について説明した(朝、四五三一五六頁)。

漁業及び「平和ライン」委員会は三月七日になって事実上初めての委員会が開かれた。そこでは、李ラインの法理論に関する討議はひとまず棚上げし、魚族資源の問題について検討することが合意された。それは「韓国側が李ライン撤廃に代わる漁業協定締結との日本側の年来の主張に応じることを暗黙に認める」と意味する」と受け止められた(朝、八日)。

在日韓国人の法的地位委員会では、法的地位についての議論は出尽くしたとして、処遇問題について日本側の提案が説明された。その結果、四月中旬までに意見の対立は狭まり、「来月中にも妥結か」「残るは表現」と言われるところまできた。韓国側が「子孫にまで永住権を与えるよとの主張をひっこめた」からである(朝、四月一四日)。

二月七日、首席代表会談が非公式に行われ、四月には予備会談を本会談に切り換えることが確認された。しかし、討議が長引き、後には六月に延期された。なお、第五次日韓会談予備会談でしばしば非公式会談が開かれたのは、次に述べるように韓国国会で日韓会談に対する関心が高まり、国会決議で日韓会談に対する縛りがかけられたためであった。

反対の動き

六一年一月一四日、韓国の民議院(国会)で張勉総理は日韓会談に関して報告した。日本に「反共的誠意」が認められること、「請求額に相当な距離」があること、在日韓国人の永住権を子々孫々に与えるかどうかで対立していること、平和線の侵犯は許さないことなどについての報告が終わると、「六億ドル借款の代価に財産権を放棄するのか」「総理は日本に対して樂観的すぎる」「経済協力は国交樹立後にせよ」というような質問や批判が相次いだ(『第三八回国会民議院会議録』第一号、一一三、一四、一八頁)。

野党の柳珍山総裁は、「持ち去ったわが国の文化財を、日本政府は、渡すことは渡すが、返還という用語を使わないで、日本が韓国に贈与すると(中略)返還と贈与とどこが違うのか、と実利主義者は言ふかもしぬないが、その歴史を恐れぬ日本政府の態度にこそ、われわれがもう一度考えてみなければならぬ点があるのである」とし、これは、請求権を認める 것을嫌い、無償援助・借款ということで解決しようといふ日本政府の態度の現れだと批判した(同上、一〇一一頁)。

一月三日、民議院は「韓日関係に関する決議」を採択した。それは「正式の国交は両国間の

歴史的重要懸案の解決、特に日本の占領によつてわれわれが被つた損害と苦痛の清算があつた後に初めて成立し得る」など四原則を決めたものであつた(朝、四日)。

一方の日本では一月一三日、日朝協会・総評など一一団体が日韓会談対策連絡会議を結成し、日韓会談反対運動に取り組むことを決定した。国会でも社共両党の議員が日韓会談反対の立場から政府に対する質問をし始めた。しかし、反対運動はまだ始まらなかつた。

自民党日韓問題懇談会

六一年四月二六日、自民党は党内に石井光次郎副総裁を座長とする日韓問題懇談会を設置すると決定した。韓国に「親日政権ができた機会に、多年われわれの宿願であつた日韓間の国交の正常化を何としても断行しなければならんという気持が急速に盛り上がり」(野田、三貢)ためであつた。懇談会は二七日に初会合をもち、積極的な経済援助を話し合い、日韓会談推進懇談会をも設置することに決定した。

五月六日には、野田卯一・田中栄一・田中角栄ら八人の議員が訪韓し、経済協力について話し合つた。帰国後、田中栄一は「相互協力で強力な韓国に」という論文を雑誌『講演』に寄稿し、「いわば韓国というものはわが日本のために、防共戦線で戦つてくれておるのだ、感謝に

たえない」(五一頁)と書いた。自民党では、経済協力を通しての「防共」協力という考え方がとられていたのである。野田らに同行した伊闊佑一郎アジア局長も金溶植外務次官と会談し、九月に予定されている本会談で全面解決に努力すること、新しい漁業協定を結ぶこと、韓国の経済五か年計画に協力することについて合意した(朝、一〇日)。また、伊闊は、「対日請求権に代わる無償援助を提議した」(朝、一三日夕)。

韓国側から三億ドルという金額が提案された(本書、九三頁)のに続いて、日本側から「無償援助」という名目が提案され、日韓会談妥結の条件が見えてきたのである。しかし、五月一六日、韓国で朴正熙らによる軍事クーデターが起こり、第五次日韓会談の予備会談は本会談に移れないまま終了した。

VIII | 金・大平メモの取り交わし 第六次会談前半 (1961—62年)

1. 無償 \rightarrow 之より日本へ入信料 3年期約
Korea側へ 3億両
(2.1包合) 小額上級条件、扶桑銀行
Japan側へ 3億両
(0.1包合) 朝鮮銀行
之より日本へ 3億両 (2.1包)
テ 10年期約化銀上級条件
テ 両国間へ建譲スル。
2. 有償 \rightarrow (海外進出協力基盤)
Korea側へ 3億両
(3年分以下、2年償還、20~30年) 之より内需テ合意、國交正常化
Japan側へ / 1億両 ブリトンドイツ=協力大化
(3年3.5%、5年償還、20年) ヨウザン(通商)ルートテ内需貿易
建譲スル。

朴正熙政権の積極姿勢

六一年五月一六日のクーデターで政権を掌握した軍部は日韓会談に積極的であった。朴正熙国家再建最高会議副議長は早くも六月一日、外国人記者招待パーティーの席上で、「日本人は過去を謝罪し、より以上の誠意で会談に臨むべきだ」などということは、いまの時代には通用しない。(中略)昔のことは水に流して国交正常化をするのが賢明だと考えている」と述べた(朝、二日)。そして、七月四日には、崔徳新・元ベトナム大使を団長とする訪日親善使節団を派遣して池田勇人首相に親書を手渡させ、五・一六軍事クーデター以降中断していた日韓会談の再開を要請させた(朝、六日)。

朴正熙議長(七月三日に昇格)が妥結を急いだ理由は次のように考えられる。

第一に、経済開発五か年計画(試案の発表は八月二二日)のための資金と技術を日本から早急に得るためにあつた。崔徳新は、自民党日韓問題懇談会との会合の席上で、日本の「経済協力により韓国の自立経済を一日も早く達成したい」と語っている(朝、七月六日)。また、第六次日韓会談首席代表となつた襄義煥は、「日本語以外の外国語に暗い韓国の実業家たちのためには、さしあたり近い日本からの技術導入や協力が最も効果的な突破口になるとも思った」と回

想している（一三頁）。なお、その背景に、アメリカの対韓援助の減少と北朝鮮における経済建設の進展があつたことは前述のとおりである。

第一に、朴議長が、「六・一五動乱〔朝鮮戦争〕のとき、われわれが体験したように、日本を後方補給基地として確保するという、つまり安保的側面から必ず妥結させなければならない」と考えていた（丁、八五年六月二十五日）からである。

第三に、民政移管になると、国会が開かれ、野党の批判を浴びることが予想されたためであつた。六二年一一月九日に、裴義煥首席代表と崔英沢駐日代表部参事官が杉道助第六次日韓会談日本側首席代表らに、「韓国で民政委譲がなされれば、国会が開かれ、うるさくなるだろう。会談妥結のためには今が最も良い機会である。朴議長もそうした考え方である」と述べたことが会議録に残されている（東、九二年六月二一日）。

日本側の積極化

日韓会談に積極的な政権が韓国に誕生したことは日本側の積極論者を勢いづかせた。岸信介前首相や石井光次郎自民党日韓問題懇談会座長らは、六〇年安保闘争の一の舞になることを恐れて日韓会談に消極的であつた池田首相に日韓会談を促進するよう圧力をかけた。また、六一

年六月に訪米した池田を迎えたケネディ(John F. Kennedy)大統領も、池田に日韓会談に本腰を入れるよう勧めた。「池田訪米に際して作成されたアメリカ側の会談準備資料は、韓日交渉に対する日本側の譲歩とイニシアティヴを強調することを一つの特徴としていた」とし、「アメリカ政府は、池田訪米後、韓日会談を一挙に妥結の方向にもつていくことが可能であり、またそうすべきだと考えたようである」(李鍾元、九四年一一月、二七九、二八一頁)。

一方、池田もそのころには積極論に傾いていた。ケネディとのヨット会談の席上で、池田は「釜山が赤化した場合、日本の治安に対し大きな影響をおよぼすだろう。したがって、南朝鮮の反共体制に対し、日本は重大な関心を払わなければならぬ」、だから「韓国を積極的に援助したい。そのためにも日韓交渉は再開したい」(『エコノミスト』七月一八日号、一一頁)と述べている。

七月になって、北朝鮮がソ連との間に「相互防衛条約」を結び、続いて中国との間に「友好協力相互援助条約」を結んだことも、日本と韓国の日韓会談積極論に拍車をかけた。

八月一日、朴正熙議長の意向を反映して、李東煥公使と伊関佑二郎アジア局長との間で、日韓会談再開のための下交渉が始まつた。しかし、軍事政権の安定性に対する疑いを打ち消すことができなかつた日本側は前田利一北東アジア課長を韓国に派遣した。前田は「日韓問題の解

決が軍事政権を安定させ、韓国の事態を好転させるきめ手になる」との意見を聞いて帰国した(朝、一六日)。そこで一二四日、日本側は日韓会談の再開に合意した。

しかし、日本側と韓国側との間には請求権をめぐって大きな問題があつた。第一は、日本が韓国に支払う金の額であり、第二は、支払う金が経済協力金か、請求権に対する補償金かという名目であつた。政治折衝のために来日した金裕沢経済企画院院長は九月一日、小坂外相に、「日本側が請求権に「奮発」すれば、「李ライン」は解決」と語つた(朝、二日)。しかし、韓国側が請求権で八億ドル(五八年当時は三億ドル以上)としていた韓国側がなぜ八億ドルにしたのか、今のところわからない)を要求したのに対して、日本側が暗示した金額はわずかに五〇〇〇万ドルであった(p、九頁)。

韓国側の補償要求

六一年一〇月二〇日、第六次会談が開会された。双方の首席代表は、韓国と縁の深い関西財界の杉道助と元韓国銀行総裁の裴義煥であつた。韓国側は、いったん首席代表に元大統領代行の許政を決定し、日本側の首席代表には岸信介あるいは石井光次郎という親韓派の大物を期待していたので不満があつたが、経済協力問題を討議するのには、よりふさわしい人事であつた。

なお、杉を推したのは自民党反主流派の河野一郎である(杉道助追悼録刊行委員会、下、二三七頁)。それを池田首相が受け入れたのは、日韓会談に消極的な河野の態度を変えさせ、ひいては池田政権に協力させたかったからであろう。また、韓国側が首席代表に裴義煥を選んだのは、裴が一時アメリカ市民でアメリカの官吏をしていた経験を生かして、アメリカとの関係を有利に運ぼうとしたためである(裴、一一五頁)。また、次席代表に李東煥貿易協会副会長を据えたのは、李が小坂善太郎外相や大平正芳官房長官と東京商大の同窓生であったからである。

一〇月二六日に開かれた第二回本会議で委員会の構成は前回同様と決められた。

一般請求権小委員会は一〇月二六日から年末にかけて八回開かれた。韓国側代表たちが八項目の請求権要綱について具体的な数字をあげて詳しく説明し直し、質疑応答が行われた。韓国側は、一九〇九年から一九四五年までの間に日本に搬出された地金二四九トン余と地銀六七トン余の返還を特に強く要求した(〇、一一〇、一三一頁)。それらの地金と地銀は約三億ドルに相当すると言っていた(鄭一亨、三一〇頁)。

一二月一五日と二一日の小委員会では、今日からみて最も重要な第五項「韓国法人あるいは韓國自然人の日本國あるいは日本國民に対する日本國債、公債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金、補償金、およびその他の請求権の返済」に関する説明と討議が行われた。なお、第五項

は次の六つに細分されている(○、二〇五—五〇頁)。

①日本の有価証券

②日本系通貨

③被徴用者の未収金

④戦争による被徴用者の被害に対する補償

(注=ここだけドルになっている。なお、当時一ドルは三六〇円だった)

⑤韓国人の対日本政府請求(恩給関係およびその他)

三億〇六一九万余円

⑥韓国人の対日本あるいは法人請求

四億三八〇〇万円

このとき、韓国側は④について、「強制徴用された韓国人は、労務者六万七六八四名、軍人・軍属三六万五〇〇〇名、その合計は一〇三万一六八四名に達し、そのうち労務者一万九六〇三名と軍人・軍属八万三〇〇〇名、合計一〇万一六〇三名が負傷あるいは死亡した」として、生存者一人当たり二〇〇ドル、死亡者一人当たり一六五〇ドル、負傷者一人当たり二〇〇〇ドル、すなわち生存者全体で一億八六〇〇余万ドル、死亡者全体で一億二八〇〇余万ドル、負傷者全体で五〇〇〇万ドル、総計三億六四〇〇余万ドルを請求した(○、二三一〇一二一頁)。死亡者の数を七万七六八四人、負傷者の数を二万五〇〇〇人として計算した金額である。

八七億六五〇三万余円

一五億二五四九万余円

約二億五〇〇〇万円

約三億六四〇〇万ドル

三億〇六一九万余円

四億三八〇〇万円

一二月二一日に開かれた小委員会では、日本側が「自然人や法人関係の請求権一切がこの会談で解決されたことになることを希望する」と述べた。それに対し、韓国側は、「八項目に入っていない個人請求が（中略）主張さえできなくなるとすれば、それは大きな問題だ」とし（〇、二五六一五八頁）、請求権要綱第六項を次のように修正した。

「韓国人（自然人および法人）の日本政府あるいは日本人（自然人および法人）に対する権利として、以上の要綱第一項から第五項に含まれないものは、韓日会談成立後であっても個別的に行使することができることを認めること。この場合には、国交が正常化されるときまで時効は進行しないものとすること」（〇、二六二頁）。

これが日本側によつて認められていたら、今日の戦後補償について、日本政府は「日韓条約で解決済み」とは言えなかつたであろう。残念なことに韓国側はこの主張を貫くことができなかつた。

各委員会の進展状況

文化財小委員会は六一年一〇月三一日から五回開かれ、要求項目の説明と質疑応答が行われた。専門家会合も六回開かれた。韓国側は文化財の返還を要求したが、日本側は、「不当・不

法な手段で入手したものかどうかという点に関して、韓国側はいくつかの例を挙げて説明したが（中略）それが確実な証拠によるものだと認めるには難しいものがあった」「文化財は当然、出土国に帰属するものであるかどうかという点に関しては（中略）文化財は出土国に返還しなければならないという国際法上の原則や慣例は見出すことができない」（一、四一六—一七頁）として「返還」を拒否した。

在日韓国人の法的地位委員会は、一〇月二七日から年末にかけて公式委員会を三回、非公式委員会を五回開催した。主な対立点は永住権付与の範囲であった。韓国側は子々孫々にわたる永住権の付与を求めたが、日本側はそれに対し再考を求めた。日本側は「サンフランシスコ平和条約発効時までに出生した子」までを考えていたからである（一、二六一三二頁）。また、「二回にわたって開かれた専門家会合では、もっぱら強制退去の条件について話し合われた。そこでは、日本側が韓国人に対しても他の外国人と同様に出入国管理令に挙げられている退去強制の事由をすべて適用することを主張し、韓国側は歴史的背景を理由にして、いくつかの事由については適用しないよう要求した（一、一二六一三八頁）。漁業及び「平和ライン」委員会は一〇月二六日から始められ一二月二一日までに八回開かれ、韓国側の魚族資源保護についての提案などをめぐって討論が行われた。

一二月二二日、日韓両国は事務折衝をしめくくり政治折衝に移ることを確認した。妥結を急ぐためであつた。

金鍾泌と朴正熙の来日

公式会談と並行して、両国首脳間の非公式会談が行われた。韓国側のトップが日韓会談の政治解決の先頭に立つのは初めてのことであった。

六一年一〇月一四日、まず朴正熙議長の片腕であった金鍾泌特使（中央情報部部長）が来日して、日本政府首脳と会談した。そして、「対日請求権による日本の支払金額を四億ドルにしたい」などと申し入れた（中保、六一年一一月、一四頁）。一月余りのうちに半額に切り下されたのである。また、日本側はこのとき初めて、「のち、有償—無償—経済協力と三段階にわかれ、請求権の名称はつかわない取り決めになる処理方式」を打ち出した。「金部長は日本側の説明に一応の理解を示し、本国政府と十分協議するとして帰国した」（藤田義郎、一二五頁）。

このとき、金鍾泌は「池田首相が朴議長を招待して高級政治会談を開いてはどうか」と提案した。そこで、一月一日に杉首席代表が訪韓して朴議長を招待し(中保、六一年一一月、一四〇頁)、早くも一二日には朴議長が来日した。そして、翌日、池田首相と会談し、請求権問題の

処理方式に関して次のように合意した。

「①韓国の対日請求権とは(中略)賠償的なものでない」と(下略)

②請求権問題は事務的に資料を当たつて計算すべきもので、いきなり政治折衝で「つかみ金」を決めるべきではない(中略)こと

③請求権を厳密に絞る代わりに、韓国の経済開発五カ年計画に応じた経済協力を韓国側にきわめて有利な条件で供与する」と(朝、一一四)。

この報告を聞いたライシヤワー(Edwin O. Reischauer)駐日大使は「まさに期待どおりの展開で、会合のお膳立てをした私としても、すばらしい成果に幸せな気分だった」と日記に書いている(四六頁)。

この間(一一月二一日)、アメリカからはラスク(Dean Rusk)国務長官が来日して池田首相と会談し、「対日財産請求権と絡んで三億数千万ドルという数字もきいているが、この資金は韓国の五カ年計画に組み入れられることになつていてるので、早急に決めてほしい」と公式に促した(李鍾元、九四年一月、二八三頁)。しかし、大野伴睦自民党副総裁らは、「政治解決といつても国民感情が納得するような合理的なものが出なければムリな解決はできない」と慎重な構えだつた(毎、一一月九日夕)。

朴議長との合意を受けて、池田首相は六二年一月九日、請求権についての数字固めを外務省と大蔵省に指示した。それに答えて一〇日に出された数字は、外務省約七〇〇〇万ドル、大蔵省一六〇〇万ドルであった（大蔵省理財局外債課、七二頁）。池田は開きが大きすぎることで差し戻した。

一方、韓国では六二年の年初に、朴議長が裴首席代表に、日本側が「経済協力という言葉をどうしても使いたいというならば、請求権と経済協力を合わせて五億ドル、という線で合意せよ」と指示した（斐、一六八頁）。こうした譲歩の背景としては、第一に、外貨の所要額約七億ドルという韓国の経済開発五か年計画が一月一三日に発表され、日韓会談の妥結が急がれたこと、第二には、右のような日本側の状況を考慮したことが挙げられよう。

そうした決定を補うことをめざしたかのように、韓国側は日本側に国交正常化を待たずに民間ベースの経済協力をを行うよう働きかけた。その結果、二月一〇日、湯川康平コリアン工業振興会社社長を団長とする韓国鉱工業保税加工調査団（二社の代表二三人）が訪韓した（毎、二〇日）。

杉道助首席代表と裴義煥首席代表は六二年一月一七日、「実務的接触での折衝は限界に達したので、政治折衝を速やかに行わなければならない」こと、五月調印を目指すことなどに合意した（裴、一五八—五九頁。李度晟、四九頁）。外相級の会談で政治決着を目指そうとしたのである。これは第六次会談の新しい特徴であった。

この決定に基づいて、三月二二日から一七日にかけて、小坂善太郎外相と崔徳新外相とが五回にわたって会談した（外相会談。韓国側では第一回政治会談と呼んだ）。日韓会談史上初めてのことであった。しかし、請求権交渉は平行線に終わった。

その理由について、崔は「〔私が〕日本は過去を欣然と清算するという意味で韓国に賠償金をまず支払わなければならぬ」と主張したからであると回想している（崔、一四二頁）。当時、伊関佑二郎アジア局長は日本が支払う金について、「請求権という名目を使用しないで無償援助と借款」と主張していたし、「韓国の独立を祝賀し、国交正常化を記念し、韓国経済の安定に寄与するなどの理由を付けて説明」していたのである（李度晟、七三、八五頁）。

なお、小坂が「請求権問題は北緯三十八度線以南だけの問題で北朝鮮の請求権は除外する。韓国が没収した膨大な在韓日本財産を考慮に入れて韓国の請求権は低かるべきだ」と述べた（朝、一八日）のに対して、崔が、北朝鮮の請求権も韓国の請求権に含める、没収した日本財産

のことは考慮済みとする韓国側の主張を繰り返したこと、また、韓国側の要求が七億ドル（この間、請求権で八億ドル、請求権で四億ドル、請求権と経済協力で五億ドルと条件を下げてきた韓国側が、なぜ急に請求権で七億ドルを主張したのかは不明である）であつたのに対し日本側の回答が七〇〇〇万ドルであつたこと（ⁿ、四一五頁）も決裂の主たる原因であつたと思われる。

外相会談の失敗と日本の国内事情（参議院選挙や自民党総裁選など）によつて、三月から八月まで日韓会談は休会に入った。

また、「池田も小坂も、韓国側が態度を変えない高官レベルの交渉継続には応じない意向であること」を知ったライシャワー駐日大使は、小坂外相と会談し、もつと金を出すよう圧力をかけた。しかし、小坂は日本の在韓財産が没収されたことで「実質的な補償は済んでいるではないか」と主張した。ライシャワーが反論すると、小坂は「この問題であまり日本に圧力をかけると、国民は日本の在韓財産を没収した米軍の措置の合法性に疑問を抱くようになるだろうと警告」した（ライシャワー、七九一八〇頁）。

なお、この間、請求権小委員会では、六二二年二月一三日から一七日にかけて四回、「被徴用者等関係専門委員会」が開かれ、被徴用者等の数字の突き合わせが行われた。そこでは日本側が、軍人軍属一四万二三四一人、死亡者一万二二八二人、「一九三九年九月以降終戦まで集団

Ⅷ 金・大平メモの取り交わし(第六次会談前半)

的に日本にきた韓国人労務者の総数は六六万七六八四人」などという数字を挙げた(n、一九四、二二三頁)のに対して、韓国側は、軍人軍属三六万五〇〇〇人、死亡者六万五〇〇〇人、徴用された労働者の死亡者一万一六〇三人、負傷者七〇〇〇人という数字などを挙げた(n、一九九、二一〇頁)。日本側は韓国側に対して数字の根拠を示すように迫り、被害者名簿の存否を尋ねて、資料の乏しい韓国側を立ち往生させた。

また、文化財小委員会では、日本側が「文化財をたくさん返すことができない態度を合理化し、また曖昧模糊にするため、両国の文化協調問題に話題を移す」空気が見えた(李弘植、三一三頁)。

在日韓国人の法的地位委員会では、永住許可の範囲や強制退去の事由などについて、前年と同様の議論が繰り返された。

大平外相の誕生

六一年七月一四日、池田内閣の改造で大平正芳外相が誕生すると、事態は急展開した。大平は「大蔵省出身なので請求権問題は専門家に依頼することなく自分自身で解決する」と自負していた(後宮虎郎アジア局長の証言。n、二二五頁)。また、「いまの軍事政権と話をつけた方が得

策などの考え方」をとつていただけでなく、外務当局に「国交正常化をすればどういう貿易上の利益があるか」などの検討を指示し、この問題と本格的に取り組もうとしていたのである（朝、二九日）。大平は、早くも八月一七日に請求権・無償援助・長期借款合させて約三億ドルという方式と数字を出して、池田首相の了承を得ている（朝、一八、二一日）。

日本側はそうした腹案をもつて「第一回政治会談」のための予備折衝に臨んだ。予備折衝は、六二年八月二一日から始まり、「第一回政治会談」後も続けられ、六四年三月まで一年半余りの間に六五回、ほぼ毎週のように開かれた。出席者は、杉道助首席代表・伊関佑二郎アジア局长（途中で後任の後宮虎郎と交替）と、裴義煥首席代表・崔英沢参事官（途中で後任の李圭星と交替）であった。

その最初の予備折衝で日本側は、「韓国の独立を祝賀し、韓国における民生の安定と経済の発展に寄与するために無償ないし有償の経済援助をするという形式であれば相当な金額を供与すること」「請求権という概念を残したまま無償援助を加えるのは大変で、いかに多くても數千万ドルしか支払うことはできない」と述べた（m、三一、三三頁）。そして、次の会議（八月二十四日）では、「一つの名目」つまり経済協力、ということなら一億五〇〇〇万ドルといくばくかの長期低利借款を供与すると提案した。これに対して韓国側は、「純弁済」つまり請求権三億

ドルと無償援助三億ドルを主張した(m、四一、四六頁)。

以後、双方の譲歩によつてこの差を埋める努力が続けられた。まず、八月三〇日、伊闌局長と崔參事官との非公式会談で、伊闌は「無償援助三億」で落着したいとの意向を示した。そこで、襄首席代表は朴議長へ、「もし、日本側が最終的に無償三億、有償一億程度を提案してきたら、小職の見解としては、その線で落着するのが我々にとつても有益であると考えます」と妥協を提案した(襄、二〇四頁)。後述する金・大平メモまであと一步まできたのである。

この間(九月一七日)、大平外相の要請によつて、植村甲午郎を団長とする経済使節団が訪韓した。植村らの帰国談によると、韓国側は「もはや妥結の金額にはこだわらず、早く日韓関係を正常化し、日本と協力して経済開発に乗出したいというのが一致した意見であった」(朝、二三日)。植村が池田首相に日韓会談を早くまとめるよう進言したことは言うまでもない。

一〇月になると、予備折衝の議題は、主として李ライン問題と在日韓国人問題に移った。請求権問題は金・大平会談に任せることにしたからである。それぞれの会合の名称は「予備折衝漁業関係会合」「予備折衝法的地位関係会合」と呼ばれることになった。しかし、予備折衝の関係者の関心は金・大平会談に注がれていただけでなく、韓国側の漁業関係会合責任者の来日が遅れたこと也有つて、その後しばらく進展はなかつた。

金・大平会談

金鍾泌中央情報部部長と大平正芳外相との会談（韓国側は第一回政治会談とみなしした）は、六年一〇月二〇日に東京で行われた。このとき次のようないい対話があつたと襄義煥は記録している（一〇七一〇九頁）。

「金——日本はどのくらい支払うことができるのか、最終的な数字を言つてくれ。

大平——だいたい三億ドルである。

金——首相と合意した金額がそうだというのか。

大平——そうではない。

金——幸いである。我々は三億ドルが日本の最終的な数字でないことを望む。我々としてはとうてい受け入れられない数字であるからである。

大平——韓国の考えはどうか。

金——我々は、どのようなことがあっても、六億ドルを越えなければならないと考える。

（中略）

大平——もう一つの問題は名分である。我々としては国民と議会向けに、独立祝賀金、ある

Ⅷ 金・大平メモの取り交わし(第六次会談前半)

いは経済援助などと表現できればよい。

金——日本の事情はそうだろう。我々は請求権という名目を使用しても逆賊と言われる状況だ。

大平——しかし、もし我々が請求権に対する補償金という名目を使用すれば、前にも言ったように七〇〇〇万ドルを支払うのも難しいのである。こうした立場を理解してくれ。

金——お互いに難しい問題だ。この問題は話すことをやめて、ちょっと棚上げしよう

金・大平メモ

一月一二日に開かれた二度目の会談で、金・大平メモが作成された。その間の事情について、当事者二人は次のように証言している。

大平正芳の回想——「過去は問わないで未来に生きよう」「八項目にわたる膨大な対日請求権というものは引っ込めてくれないか」(六六年一月、一八頁)と金を説得した。そして、「そういう気持ちになつていただけるならば(中略)相当額の有償無償の経済協力をして、貴国の未来に向つての前進を御手伝いいたしましょう」と説いた(六六年一〇月、一五七一五八頁)。金鍾泌は折れた。

金鍾泌の回想——八〇〇〇万ドルが限度だという大平に対し、「無償供与三億ドル、有償援助二億ドル、資金協力一億プラスアルファ」を提案すると、大平は四〇分くらい考えた末、いいでしょと、「大臣用のメモ用紙を一枚とり、そこに合意事項を書き入れた。これがのちに金一大平メモと呼ばれることになった」(金鍾泌、朝、八八年八月一八日)。

なお、金が「八億」と提案すると、「あの大きな大平さんが本当に三十センチも飛び上がった」、そして一時間近くがたって、「あなたの決死の覚悟に打たれました。どうでしょ、六億で(中略)私は池田に辞めさせられるかもしません。辞めさせられても双方の了解事項として残るよう、メモにしましょ」と大平が言ったという話がある(島元、九一年一月二一日夕)。しかし李度晟は、金の回想は「金鍾泌の交渉力量をドラマチックに脚色し、結果的に成功的な妥結であったことを弘報する」ためのものであり、「すでに予備折衝を通じて、両国の立場が十分に確認される状態であつたし、妥結は定められた水準にしたがつて行われただけである」と指摘している(一一四頁)。経過に照らして、私もそのとおりだと思う。

ところで、九一年一二月、襄義煥の回顧録(一一三一一四頁)が初めて紹介し、九一年六月二二日の『東亜日報』が大きく写真入りで紹介した金・大平メモは、大平との会談後、金鍾泌が襄義煥に渡したものである。英語混じりの日本語で次のように書いてある。

VIII 金・大平メモの取り交わし(第六次会談前半)

- 「1. 無償ヲ、Korea 側ハ三・五億弗(O.A.〔オーブン・アカウント〕精算勘定。ひらたく言えば韓國の対日債務の清算分)包含)、Japan 側ハ一・五億弗(O.A.包含)。之ヲ両者デ三億弗(O.A.包含)デ一〇年期間但繰上可能条件デ両首脳ニ建議スル。
2. 有償ヲ(海外経済協力基金)、Korea 側ハ二・五億弗(利子三分以下、七年据置、一〇一三〇年〔償還〕)、Japan 側ハ一億ドル(利子三・五分以下、五年据置、一〇〇年〔償還〕)、之ヲ両者デ一億弗、一〇年期間但繰上可能条件、据置七年、利子三・五分、一〇〇年デ両最高首脳ニ建議スル。
3. 輸出銀行ノ方ニツイテ、Korea 側ハ別個ニ取扱フコトヲ希望、Japan 側ハ一億弗以上、プロヂュクトニヨリ伸長デキル。之ヲ両者デ合意シ国交正常化以前トイヘドモ直チニ協力スルヨウ推進スルコトヲ両首脳ニ建議スル」
メモに請求権という言葉が使われていないのが特徴的である。金東祚によると、最初のメモには「韓国が主張する請求権について合意し」という一句が入っていた。しかし、大平が「日本との国会と国民がこのようになると理解しないだらう」「経済協力」としてはどうか」と言ったとき、金鍾泌が「われわれにはわれわれなりの立場があるので「請求権」とします。そのかわりに貴国は「経済協力」という表現を使いたければ使ってください。「経済協力」という表

現に合意したという話はしないようにしましょう」と応えたという(八六年、二三五—三六頁)。そこで、このようにまとめ直したのであろう。

この決断について、裴首席代表は「それ以前の会談代表や国内の野党の人々の主張するように、日本人の思考方式を全面的に改造し謙遜にしてからこの問題を解決するのが順序だとしたら、三〇年近くが過ぎた今日でもはたして解决されていただろうか」と書いている(一一五一—六頁)。日本人にとって耳の痛い言葉である。

池田首相は、大平外相の独断に対する批判の意味で裁断を保留したが、自民党各派は金・大平合意に賛成した。一方、朴正熙議長も裁断した。それを受けて、六一年一二月一〇日、この間、金鍾泌の働きかけで日韓会談推進派に転じた(金鍾泌、八六年、六四頁)大野自民党副総裁らが挙党態勢で訪韓し、「対日請求権を経済協力というかたちで解決するという案を正式に示し、韓国も同意した」(伊藤昌哉、一七四頁)。一七日、池田首相はついに裁断した。

金・大平メモで請求権問題がいちおう妥結した後の一二月二二日に開かれた予備折衝で、日本側は、請求権と経済協力に関する協定の名称を「日韓経済協力協定」とするよう提案した(朝、二三日)。そして、日本から韓国に支払われる金の名目についてうたつた項目では、「韓日両国は、請求権問題を解決する目的を以って行われてきた交渉の経緯を考慮にいれて」という

Ⅷ 金・大平メモの取り交わし(第六次会談前半)

副詞句を付け加えはしたもの、「両国間の友好親善を祈念し韓日間の経済協力を増進するため下記の如き措置をとる」とした。それに対し韓国側は、「無償供与の名目だけを使用しよう」とするものだとし、「韓日間の請求権問題を解決し、韓日間の経済協力を増進させるために」と修正することを要求した。これに答えて杉首席代表は、「ここに請求権と書くことは日本側としては難しい」と述べ、さらには、「請求権としては受け取れなかつたのでこのようなものとして受け取つた、と発表すればいいではないか」と高圧的な発言をしている(m、二六七一七六頁)。

金・大平メモは、元日本軍軍人・軍属や徴用者の補償問題についての論議を最終的に中断させた。これについて大蔵省理財局外債課編『日韓請求権問題参考資料』(未定稿、第一分冊)は次のように書いている。

「請求権問題を新らしい工夫により解決を図ることとし、無償・有償の経済協力の供与により随伴的に解決されることに日韓両国間で大筋の合意をみることになつた結果、従来の韓国側主張(いわゆる八項目の対日請求)自体の検討の重要性は日韓会談の今後の進展の上では乏しいものとなり单なる交渉経緯上のひとこと化してしまつたわけである」(一頁)。

高崎宗司

1944年茨城県に生まれる
1970年東京教育大学大学院文学研究科修士課程中退
現在一津田塾大学教授
専攻—日本近現代史、朝鮮近現代史
著書—「朝鮮の土となった日本人—浅川巧の生涯」(草風館)
「「妄言」の原形—日本人の朝鮮観」(木犀社)
「「反日感情」—韓国・朝鮮人と日本人」(講談社)
「中国朝鮮族—歴史・生活・文化・民族教育」
(明石書店)

検証 日韓会談

定価はカバーに表示しております 岩波新書(新赤版)479

1996年12月20日 第1刷発行

著者 高崎宗司

発行者 安江良介

発行所 株式会社 岩波書店

〒101-02 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

電話 案内 03-5210-4000 営業部 03-5210-4111
新書編集部 03-5210-4054

印刷・理想社 カバー・半七印刷 製本・中永製本

© Sōji Takasaki 1996

ISBN4-00-430479-2

Printed in Japan